長与町農業委員会会議録

平成２６年１０月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２６年１０月農業委員会総会

１．日時　　平成２６年１０月２４日（金）午前９時３０分～１０時３０分

２．場所　　長与町図書館３階大ホール

３．出席委員（１４名）

会長	１番　田中　稔		
職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　山口　益子	４番　入江　武則	６番　河内　秀治
	７番　井上　良信	８番　柳原　厚志	９番　山本　純博
	１０番　山﨑　昌美	１１番　柿本　正博	１２番　柿本　香代
	１３番　上杉　司	１４番　浅井　春千代	１６番　柿本　尚文

４．欠席委員（２名）

５番　白﨑　純範　　１５番　松尾　義徳

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　８番　柳原　厚志　　９番　山本　純博

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第３号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について

６．農業委員会事務局職員

事務局長	松本　廣
農地・農政係長	田中　廣幸
農地・農政係主事	中山　高宏

事務局　皆さんおはようございます。本日はいつもの会議室が空いておりませんで、急遽こちらの方にさせていただきましたのでよろしくお願いします。また、先月の二日間に渡る県外研修会はいかがだったでしょうか。研修の折は、山﨑幹事さんと柿本会計さんに終始に渡り大変お世話になりました。事務局の方からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、長与町農業委員会規則を申し上げます。規則第６条により在任委員で総会を開催する過半数以上の１４人の出席であることをご報告いたします。本日は欠席がお二人で、５番の白﨑委員さんにおいては、本日、北小の祭りがございますので地元の役員をしているために、どうしても出席出来ないという連絡があっております。そして、１５番の松尾委員さんですが、ご承知のとおり腰痛がひどいようでして、ご本人からの連絡では病院に来月１日から入院されることになっていて、今は安静にしなければならないとのことです。４日には手術する予定になっているそうです。１１月の総会も療養のために欠席をさせていただきたいという話があっておりますので、どうぞご理解の程よろしくお願いいたします。では、会長さんの方で議長並びに議事等の進行をよろしくお願いいたします。

議　長　皆さんおはようございます。今の時期は、極早生の収穫の最終期に入った頃で大変忙しい時期でもあろうかと思っております。それに、農地の利用状況調査と併せてパトロールをしていただいておりますけど、忙しい時期と重なり申し訳ございません。本日は、委員皆さん方のご協力をもってのご審議をよろしくお願いいたします。簡単ですが、ご挨拶に代えさせていただきます。

では、只今から平成２６年１０月の農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、日程第１の長与町農業委員会規則総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員２名を指名させて頂きます。８番柳原委員、９番山本委員を指名いたします。

次に日程第２、本日の案件は第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請が１件、第２号議案、農地法第５条の規定による許可申請が２件、第３号議案、農用地利用集積計画が１件、そして報告事項となっております。

また、本日、介護保険課から説明の機会をいただきたいと申し出があっております。普段、農業委員会と介護保険課は繋がりがないわけですが、実は介護保険課で関わっている方のご家族からの申出で、家族の者が広範囲による徘徊で栽培されている農作物を無断で取っているため地域の代表である農業委員さん方にもぜひ知っていただき、地域の方々に機会がある折には、対応と周知をお願いしたいとの申し出があってのことです。全員が集まる機会は普段、総会時だけです。また、人ごとではないと考えておりますので説明を受けることに致しました。よろしくお願いいたします。なお、所要時間は約３０分程度で、職員が説明することになっているようです。総会終了後、一旦休憩をはさんで時間を取り、それから介護保険課に説明をしていただきたいと思っております。

それでは議案の審議に入りますが、議案等でご意見、ご質問される際は挙手をして番号氏名を、また、提出された内容に沿っての審議と、ご発言をいただきますようお願いします。日程第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いいたします。

事務局　はい、先に送付しておりました議案書の１ページをご覧下さい。整理番号１１（３－１）、申請地が長与町本川内郷（地番）、面積は４９㎡、本川内郷（地番）、面積は２，５９５㎡、同じく（地番）、面積は３１０㎡、同じく（地番）、面積は２４０㎡、同じく（地番）、面積は２１㎡。本川内郷（地番）、面積は１４０㎡、同じく（地番）、面積は１３１㎡、同じく（地番）、面積は３４３㎡、最後に、同じく（地番）、面積は１３９㎡、合計面積は３，９６８㎡で地目はすべて畑でございます。農地区分は農用地区域が７筆、農用地区域外が２筆です。申請者は、譲渡人が長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん、譲受人も同じ住所でございまして、（氏名）さん、同じ宅地内の住居にお住まいです。申請目的は親子間での贈与による所有権の移転です。子供の（譲受人）さんは普段から農業後継者として農業に従事されていますので、権利と耕作を含めた実質的な贈与です。今回の３，９６８㎡を含めて２７，３０６．７㎡が耕作全体の面積です。たしか、今回が最後の贈与になるのではないかと思っております。労働力はご両親と譲受人夫婦お２人を合わせた４人です。都市計画区域外になります。

そして、申請につきましては法的な許可要件で毎月申し上げておりますけれども、権利上の制限に関する事項、農地法第３条第２項の１号から７号までには該当しないということを先に申し上げておきます。条文の説明は過去申請があった折にしておりますので、ご理解されていると思います。省略させていただきます。

２ページをお開き下さい。土地の所在地を申し上げます。９筆を１枚に表示しておりますので、左下の方から順次上に説明をしてまいります。本川内郷の県道、長崎多良見線から○○橋、線路の上を渡りまして、三叉路を長与川方面へ少し行きますと、○○バス停があります。そのバス停の斜め右下で、ＪＲ線に沿った下の道路と挟まれた青色で表示しているところが（地番）です。次に７筆がある程度まとまっている場所を一括して申し上げます。先ほど○○バス停の右下にＪＲ線に沿った道路があると申し上げましたが、そのＪＲ線に沿った道路を○○橋から右の方に５７０ｍ程行きますとＪＲ線のトンネルがあります。その付近から申請者の住居、（地番）と申し上げておりますけれども、この地籍図では中央の少し右側、赤色に塗っている左カーブになっている手前と、黄色の鉄道用地箇所となっている付近で、地籍図では地番が○○番宅地と小さく表示している方です。これが地籍図での地番になります。住居の表示の分と土地の表示の違いがあることを、今回初めて知ったわけですが、○○番が宅地となっております。その前を通りまして、住居の裏手に曲がります。曲がったあたりの上下の２筆、さらに７０ｍほど行った４筆のそれぞれ青色で表示しているところになります。次に、最後の９筆目になります。地籍図の一番上です。○○トンネルの手前から左に○○岳に向かって、２００ｍほど行きますと、右に曲がった大きな急カーブの道路がございます。そのカーブの曲がった左の場所が（地番）で、これも青色で表示しているところです。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今、事務局から詳しく説明がありましたが、地区担当委員さんから補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

１１番　１１番柿本です。先日、事務局の方と一緒に現地を全部見させていただきました。十分管

理がされていますので、何の問題もないと思います。これまでほとんど贈与が済んでおりまして、これが最後の譲渡ということでした。よろしくお願いします。以上です。

議　長　　ただ今、補足説明が終わりましたが、皆さん方からご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も問題、質問ありませんね。

【はいの声あり】

議　長　　これでご意見、質問並びに審議を終了いたします。
この農地法第３条の許可申請は、許可することについてご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしとのことですので許可することに決定いたします。
この今の件、生前贈与だと思うのですが、事務局にお聞きします。生前贈与はこれで終わりと今、地元委員さんから説明がありましたけれど、生前贈与した場合の税のことが分かっていれば、簡単でいいです。生前贈与をした場合のことについて分かっている範囲で説明をしていただければ。

事務局　　はい。税のことについてはよく存じ上げておりません。来月の総会にはお答えいたしますのでお待ちいただければ助かります。

議　長　　私も詳しいことがなかなか分からなくて、お尋ねしたんですけれども、ある程度の大まかなこと分かっていれば、また農業委員として地域の方々に生前贈与を進めていくことも出来ますので、少し頭にいれておいて下さい。次に第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局　はい。３ページの方をお開き下さい。整理番号１２（５－１）申請地が長与町岡郷（地番）、地目が畑、面積は２０６㎡です。農地区分は農用地区域外の１筆です。申請者は譲渡人が長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。譲受人は長崎市女の都（地番）、（氏名）さん。申請目的は資材置場としての売買による所有権移転です。施設の概要は、これに書いてありますけれども、事業計画書の提出を頂いておりますので、計画書に沿って申し上げますと、概要のとおり建築物は造らず、仮設の鋼材・資材、そして掘削機械、１．５ｔトラック１台の置場ということでございます。また、備考欄に記述していますように、既に川の手前、道路から入った場所に３７１．６㎡の建築の資材、車両置場としての利用がされております。従いまして、今回の申請地と合わせての利用になると思います。この申請地は、橋が架かっていますので、車両の通行についての問題はありません。

なお、計画書も頂いておりますので確認しました。周囲はご本人の土地と住居があって農地は近くに無く、被害を及ぼす場所ではございません。また、橋を渡った場所の、この申請地の前に１件住居がございます。今回、お願いをしたところですけれども、資材等の積み下ろし、鋼材は音が結構響きます。静かな谷間でございますので、騒音については配慮をされるよう申し出をしております。それと、今申し上げました、１件ある住居の前に車の出入り口がございます。共有の場所になっているようでしたので、お互い支障がないようにと申し上げております。それと、この申請につきましては、法律的な立地基準は３種農地、一般基準についての転用の実現性について問題はございません。都市計画区域外になります。

土地の所在地を説明いたします。４ページの方をお開き下さい。岡郷の旧道になりますが、（施設名）手前の道路を〇〇方面へ行きまして、この地籍の上では真ん中あたりですね、〇〇川と言いますけれど、その途中から二股になった道路上流になります。距離的には、〇〇川の端から１６０ｍほど進んでいって急に右下に下りた道路ございますけれども、赤色で塗って示した町道です。そこから更に、３７０ｍほど行った川に接した場所で、青色で表示しているところになります。以上です。よろしくお願いいたします。

議　長　只今、事務局から説明がございましたけれど、地区担当委員さんから補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

４　番　はい。４番入江です。先日、１０月２１日に事務局と、そして私と行政書士の４人の立ち会いで現地を確認したところ、何年か前まではみかんを何本か栽培されていましたが、現在は枯れてしまい草が背丈くらい伸びて荒れている状況でした。申請地の周りは先ほども説明がありましたように、宅地と河川に囲まれておりますので問題は無いと私は思います。以上です。

議　長　はい、ありがとうございます。ただ今補足説明が終わりましたが、皆さん方から何かご質問はございませんか。何でも結構です、ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　何もご意見、ご質問等がなかったらこれで審議を終了いたします。よろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　では、農地法第５条の許可申請を進達することについて、ご異議はありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しとのことですので、県に進達することに決定いたします。只今、この件につきましては事務局長より、また、補足説明も委員さんからありました。私もいつも思っていたのですが、周囲に宅地等がある場合は農地だけを守ればいいと言うだけでなく、周囲の宅地、農地の売買を許可した場合、住んでおられる住民とのトラブルがないようにすることも必要です。両方には今回のように、きちんと話をしておくことが農業委員の務めでもあると私は思っておりますので、今、局長が説明をしたとおり、非常に良い説明をしていただいたと思っております。今後もよろしくお願いいたします。続けて２件目の農地法第５条の許可申請について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局　はい。３ページの方にお戻り下さい。整理番号１３（５－２）、申請地が長与町高田郷（地番）、地目は畑、４４５㎡のうち５９㎡の面積です。農地区分が農用地区域外の１筆です。申請者は、承役地土地所有者が長与町高田郷（地番）、（氏名）さん、要役地土地所有者が長与町嬉里郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、今年、５月の総会において、隣地であるところの土地が資材置場になっているため、その土地に通じる道路を正式に確保するための通行地役権の設定でございます。現地を確認したところ、道路の状態でしたが、あくまでも、農道として判断しておりましたので農業に関係ない目的での今回の申請となっています。５条の転用の許可申請になります。先ほど、この５条の１件目同様、この申請につきましても法的な立地基準は３種農地、一般基準についての転用の実現性についても問題はございません。ですから、５月の５条申請と今回の通行権の設定と併せて、許可が下り次第、早速目的に沿って事業をされるということでございます。都市計画区域外になります。

次に土地の所在地を説明いたします。５ページの方をお開き下さい。（施設名）、ご存じと思いますが（施設）横グランドの裏手になりますが、（施設名）の下を過ぎると○○中学校に向かうルートがございます。その（施設名）の下すぐ手前の左側の道路、この地籍図では雑種地になっていますが、実際は調整地です。その先すぐ横から紫色に塗っています道路、

これを更に１２０ｍほど登って行った場所が青色の表示が通行区域設定の申請地になります。特に今回、転用ではありますけれども、建築物、構築物、土地の形状を変えるものではございませんので、雨水、汚水については申し上げることはございません。

今回、承役地、要役地という言葉が初めて出て参りました。私どもにしても初めての議案でしたので調べてみました。少し説明を付け加えさせていただきます。中山主事の方から説明をいたします。

事務局　お疲れさまです。座って説明をさせていただきます。資料は今日お配りしています、一枚ものです。通常、農地転用と言いますと、売買もしくは貸し借りで登記変更するというパターンがほとんどですけれども、今回、皆様方にとっても初めてだと思いますが、地役権設定という形で申請があっておりますので、地役権について説明をさせていただきます。

まずこの資料を順次読んでいきます。地役権とは特定の土地の利便を高めるため、他の土地を利用できる権利と書かれています。例えば、他の所有者の土地から自分の土地に水を引く、土地に建物を建てさせないようにする。もしくは今回のケースですが、自分の土地に出入りしやすくするため他人の土地を通るなど、これを特に通行地役権と言います。要は、それぞれの土地があって一方の土地を使いやすくするようなことです。地役権の説明をするときに、その二つの土地にはそれぞれの用語がございます。まず、便利になる土地の方ですが、これを要役地と言います。続いて要役地のために利用される土地。今回の通行地役権の場合、通行する方の土地、こちらが承役地です。真ん中の図ですが、例えば、全面の道路から黄色の土地に入りたい、そのために緑の土地を通りたいと言ったときに黄色の土地が要役地、緑の土地が承役地となります。そして緑の土地の方に地役権というものが付く形になります。

地役権は両土地所有者の契約によって設定ができます。ただし、承役地の所有者の名義が売買などによって権利がなくなると、要役地の所有者は新しい承役地の所有者に地役権の主張はできなくなる。要は、両者でここを通ってもいいですよ、というようなお話になっていても、その通らせる人の名義が代わればもう通らせて下さいと言えない可能性が出てくるということです。それを防ぐために、通らせる承役地の方に、地役権を登記すれば、新しい承役地の所有者に対しても地役権の主張ができるようになります。このために今回、登記目的で申請が出されております。

そして特別地役権に農地が付く場合、農地に地役権が付く場合ですが、承役地が農地であることから地役権を設定する場合は、農地法に基づく許可申請が必要となります。要役地が土地柄によって申請の種類が変わってきます。１番では、今回とは違うケースですが、要役地が農地の場合は３条、通常の農地の売買の方で上がってきます。これは耕作するために通行を認めるということです。２番のケースが今回のケースです。要役地が農地以外に宅地や雑種地などに出入りするために他の農地を通る場合には、農地法の５条申請が必要です。以上で説明を終わります。

議　長　ありがとうございます。今回、初めてこのような議案が出された訳ですが、今の説明でだいたいお分かりだと思います。地区担当委員さんの方からも、何か補足説明があったらよろ

しくお願いします。

６　番　　６番河内です。１０月２１日に事務局と現地を確認しております。その中で詳細については事務局から説明があったとおりで別段申し上げることはありませんけど、最初にこの図面を見て気付いたことですが、現地に来られた担当の方に公衆用道路ではという話をしたんですが、公衆用道路は不特定多数の人が出入りする土地で、最低でも３人以上の人が通る形になってないとだめということで、こういう形態を取らざるを得ないということでした。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございます。ただ今、説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

１０番　　１０番山﨑です。教えてもらいたいんですけど、この道を設定したことによって、金銭が発生しますか。そのような契約になっているんですか。

事務局　　はい、私どもも非常に気になっていた点でして、現地の方で代理申請者の方に問いかけたことがございます。まず、設定を先にして、そのあとに契約を結ぶということになっているそうです。通常は、先に契約を結ぶのが一般的じゃないかと思っていたものでしたから。ただし話の中で、設定が決まらないかぎりは正式な契約はできないことにしているが、事前に契約書の案を作成しているとのことでした。しかし、先ほど言いましたように、案は作ってありますけれども、詳細については設定の成立後になり、現時点では契約書は結びますけれども、有償になるか無償になるかはまだ本人との話し合いの中でまだ解決してないといいますか、全て交渉は終わってないというふうな話でございました。それについても許可や、申請を受理する立場として、知っておくべきこともありますので、契約成立した後には書面をコピーで結構ですからいただけませんかとお願いしております。ですから順番的には契約をする前に権利の設定がある、その後に契約書を結ぶという順番になっているようです。

１６番　　１６番、柿本です。今、通行地役権ということでご説明がございましたけれども、まず、資材置場を作るための前提で土地の通行権を先行取得して、その後に隣接地に資材置場を作り転用申請を致しますよ、という考え方と思っているんですけど、この隣接地（地番）、これは畑ですか。

事務局　　現状では、大きな雑木が生えて、また廃木もあったようでした。確認はしますが、山林になると思います。

１６番　私が質問したのは、（隣接地番）を資材置場に転用する場合には、周囲の方には同意といいますか、承諾は必要になってくると思うんです。通行地役権は設定できたが資材置場を作る段階において、できませんよとなった時にどう対応するのか、という問題が発生した時にでは困ると思うんです。（隣接地番）の方も今回ご申請になっているんでしょうか。

事務局　山林と申し上げていますが、例えば、建築物については、高所に建てる場合とか、低所に建てる場合とかは、ほか諸々の地域、土地柄等について法的な制限もありますので、審査の段階で確認している訳ですけれども、ただ隣接地の権利についての話し合いについてまでは行っておりません。農地の場合は当然ですけれども、宅地化については被害防除、農地に関することでのやり取りはあっておりますけれども、他の地目、宅地とか山林については過去したことがないというのが現状です。そしてお尋ねの件、（隣接地番）の転用申請はございません。

１６番　１６番柿本です。今回の場合には、通行地役権を設定した後で資材置場の転用申請が上がってくると思うんですけれども、その申請地に隣接する所有者には今回は何も関係ないということですよね。転用申請が上がってきた段階で初めて、隣接地に関係するということでしょうか。

事務局　そうですね、農地でしたらそういうことになりますね。ただ、（隣接地番）につきましては、上の方に公衆道路があって通行は問題ないだろうと考えますが、全般的には、今後把握していく必要があると思いますので、先ほどご説明しましたとおり転用の申請を受ける側としても勉強を重ね専門的な部署に確認をしながら、また、転用に関すること以外のことについても、隣接地の承諾がいるかいらないかということも研究をしていきたいとは思っております。ありがとうございます。

１６番　１６番柿本です。何度もすみませんが初めてのケースでありますので、通行地役権の設定をして、後で、資材置場の転用が許可出来ませんよとなった時に、それが意味をなくしてくるわけですよね、それを心配している訳です、隣接地の方とお話はできているんでしょうかということを、お伺いしているんです。

事務局　そうですね、ただ、このお二人の中での、前回、５月の申請で同じ当事者がそれぞれ転用の申請をされています。ですから、今回も同じ方になっていますので問題ないと思いますけれども、但し、違う方の申請も考えられますので、それは十分、申請があった折に確認されるようであれば、その時点で今回のことも含めてこちらの方からも指導し、判断をしていきたいとは思います。

１０番　　１０番の山﨑です。今、申請を出された土地は（要役地土地所有者）さんの土地に名義が代わるということですか。土地自体が。

事務局　　今回、申請が出ています土地の名義は代わりません。但し、（承役地土地所有者）さんの土地に（要役地土地所有者）さんが通って良いよという権利設定が付きます。権利が登記簿地役権に付くことになります。

１０番　　１０番の山﨑です。固定資産税については所有者にかかるということでしたか。

事務局　　そうですね。

議　長　　こういう議案は初めてですので、皆さん分からないところは質問して下さい。他にありませんか。他にご質問ございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それではご意見・ご質問並びに審議を終了いたします。よろしいですね。この農地法第５条の許可申請は県に進達することにご異議はありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　まだ全員の異議無しではなく、３分の１位しかないですが、皆さん何かあったら質問して下さい。今のうちにありませんか。

【意見・質問無し】

それでは確認しますが、県に進達することにご異議ございませんか。

【はいの声あり】

議　長　　問題は無いようで異議無しとのことですので、進達することに決定いたします。
次に第３号議案　農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　はい。第３号議案　農用地利用集積計画についての１枚目をめくり、１ページをご覧下さい。第３号議案　農用地利用集積計画について上記議案を提出いたします。平成２６年１０月２４日、長与町農業委員会会長、田中稔。提案理由といたしまして、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき農用地利用集積計画の決議を求められたので提案する、ということでございます。あと２ページから３ページまでの規定の内容と、４ページの集計表の朗読は割愛させていただきます。
５ページの方をお開き下さい。利用権設定のご説明をいたします。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、諫早市多良見町佐瀬（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町岡郷（地番)、利用権を設定する土地は長与町岡郷（地番)、面積は６２７㎡、利用権の種類は賃貸借権で具体的な作物名は水稲です。平成２６年１１月１日から平成３１年１０月３１日までの５年間、年間の借賃は現物支給で米３０㎏です。
新規になります。利用権設定の（借主）さんは現在、多良見町の佐瀬で田が４，１２９㎡、そして畑が１３，２２７㎡の合計１７，３５６㎡の土地で耕作されています。
７ページの方をお開き下さい。それでは所在地を説明します。国道２０７号線沿い、岡郷の○○バス停から○○公園に下って行く場所に近いバス停です。その国道から赤色の町道に入り、○○公園に向かって１００ｍほど行った左側の青色で表示しているところになります。よろしくお願いいたします。

議　長　　只今、事務局より説明がございましたけれども、担当委員さんから補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

１６番　　はい。１６番の柿本です。今、事務局長さんからご説明がありましたように、申請地はもう数年前より、借主の（氏名）さんが耕作をされています。今回、新規ということで農地利用促進の手続きで、利用権を設定するようでございます。管理につきましては十分管理されておりますので、何ら問題無いものと思います。よろしくお願いします。

議　長　　只今、地元委員さんからの説明がございましたけれども、皆さま方から何かご質問はありませんか。何もありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　ではこれで、ご意見・ご質問並びに審議を終了いたします。
それでは何も問題ないようですので、利用集積計画については許可することにご異議はありませんか。

【異議無しとの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定いたします。次は日程第３の報告事項に移ります。事務局から報告をお願いします。

事務局　　はい。別紙の平成２６年１０月農業委員会総会報告事項の１ページをお開き下さい。ご準備よろしいでしょうか。農地転用専決処分報告書、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書になります。１．当事者の氏名・住所・職業、申請者は（氏名）さん、兵庫県養父市上野（地番）、自営業、（氏名）さん、千葉県佐倉市上志津（地番）、会社員のお二人です。土地の所在等、長与町丸田郷（地番）、地目台帳は田で現況は公衆用道路の形状になっています。面積は２８㎡、土地の所有者の氏名、住所は同じく申請者のお二人でございます。３．転用計画　転用の目的に係る事業または施設の概要、この後の土地の所在の方で地理的な詳細を説明いたしますけれども、今回、申請地の土地は既に２件の住宅に通じる道路用地として使用されております。この土地は市街化区域内ではございますが、転用届と同じような正式な利用に沿った地目の変更をしていただくことで、今回届出をいただいているところでございます。４．申請日、平成２６年９月２６日、５．専決処分の日、平成２６年１０月７日。
以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２６年１０月２４日、長与町農業委員会事務局長、松本廣。
それと２ページの方を開いて下さい。土地の所在地を説明いたします。役場裏手の方、水道局横の駐車場付近から長与中学校へ通学路を参りますと、途中右手に〇〇公園と（施設）がございます。その先のすぐ右から〇〇団地の方に向かって５０ｍほど行った２つ上を更に右、約１００ｍ先を行った場所です。申請地横と手前にお住まいの方を含めて２件で使用している状態だと思われます。以上です。よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局よりご報告がございましたが、委員さん方から何か尋ねたいことがあったらお願いいたします。何もありませんか。何もなかったら先に進めさせていただきますけどよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　では、次の報告を事務局よりお願いいたします。

【この後、平成２６年１０月行事報告が行われた。】

議　長　　これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上を持ちまして、長与町農業委員会１０月総会を閉会します。

【この後、以下の内容について説明が行われた】
【認知症の方との接し方について（介護保険課）】